

< 保育園保育料基準額表 >

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分		保 育 料 (月額) 単位：円					
階層	定 義	3 歳未満児		3 歳 児		4 歳以上児	
		標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間
第 1	生活保護法による被保護世帯	保育料はかかりません。					
第 2	市民税非課税世帯	無償化により保育料 0 円		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> <p>「幼児教育・保育の無償化」により 3歳児以上の保育料が 令和元年10月からかかりません。</p> </div>			
第 3	市民税均等割のみの課税世帯	11,500 《 5,700》	11,300 《 5,600》				
第 4	市 48,600 円未満	16,200 《 8,100》	15,900 《 7,900》				
第 5	民 48,600 円以上 84,000 円未満	20,500 《10,200》	20,100 《10,000》				
第 6	税 84,000 円以上 108,000 円未満	24,700 《12,300》	24,200 《12,100》				
第 7	所 108,000 円以上 132,000 円未満	28,500 《14,200》	28,000 《14,000》				
第 8	得 132,000 円以上 157,000 円未満	32,300 《16,100》	31,700 《15,800》				
第 9	割 157,000 円以上 184,000 円未満	36,100 《18,000》	35,400 《17,700》				
第 10	課 184,000 円以上 268,000 円未満	39,900 《19,900》	39,200 《19,600》				
第 11	税 268,000 円以上 318,000 円未満	43,800 《21,900》	43,000 《21,500》				
第 12	世 318,000 円以上	58,000 《29,000》	57,000 《28,500》				

※第2階層から第5階層のひとり親世帯等の方は、下記の表が適用されます。

ひとり親世帯等とは、生活保護世帯、母子・父子家庭の世帯（祖父母等の扶養義務者が同居している場合を除く）、障害者（児）のいる世帯をいいます。

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分		保 育 料 (月額) 単位：円					
階層	定 義	3 歳未満児		3 歳 児		4 歳以上児	
		標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間
第 2	市民税非課税世帯	保育料はかかりません					
第 3	市民税均等割のみの課税世帯	5,200 《 0》	5,100 《 0》	無償化により保育料 0 円			
第 4	市 48,600 円未満	6,800 《 0》	6,600 《 0》				
第 5	民 48,600 円以上 77,100 円以下	20,500 《10,200》	20,100 《10,000》				
	税 77,101 円以上 84,000 円未満						

- ・ 保育料は年度の初日の前日（3月31日）の満年齢により算定します。年度の途中で誕生日を迎えてもその年度の保育料は変わりません。
- ・ 2人以上のお子さんが保育園・幼稚園等に入園している場合には、2番目に年齢の高いお子さんは半額（《》内の金額）、3番目以降のお子さんは無料となります。
- ・ 母子・父子家庭の世帯で祖父母等の扶養義務者と同居している場合、祖父母等の扶養義務者の課税状況により保育料を決定する場合があります。